



悪質商法注意喚起プロジェクト実施！

～宅配事業者等と連携してリーフレットを届けます～

都内の消費生活相談における高齢者の相談件数は、全体の3割を超える深刻な状況にあります。このような状況を受け、平成27年度から、東京都と宅配事業者等が連携し、高齢者世帯等に悪質商法に関する注意喚起を行うプロジェクトを実施しています。

平成29年度は、新たな連携事業者を加え、より一層“心に届く”注意喚起を行います！

ピンポン♪

四コマ漫画付き♪

注意喚起リーフレットを手渡しでお届けします！



【事業内容】

宅配業務やガス設備の法定点検等で直接ご自宅に伺う事業者が、悪質商法被害に関する注意喚起情報（リーフレット）を高齢者や高齢者を見守る方に声かけをしながら手渡しすることで、“心に届く”注意喚起をし、高齢者の消費者被害防止を目指します。

平成29年度は、約16万世帯に担当者が声かけをしながらリーフレットを手渡しします。

【連携事業者】

運送事業者

ヤマト運輸株式会社

飲料宅配事業者

東京ヤクルト販売株式会社

ライフライン事業者

・東京ガスNext one株式会社
(東京ガスライフバル台東／荒川／墨田)

・東京ガスライフバルTAKEUCHI株式会社
(東京ガスライフバル練馬・板橋北・南板橋)

生活協同組合

・生活協同組合コープみらい
・東都生活協同組合

・生活協同組合パルシステム東京
・生活クラブ生活協同組合

配食事業者

・株式会社シニアライフクリエイト（宅配クック123）
・株式会社秀栄（お元気宅配便）
・株式会社ベネッセパレット（ベネッセのおうちごはん）
・株式会社武蔵野フーズ（健康宅配）

はい！
消費生活センターです



【実施時期】

平成29年9月～12月

このリーフレットは、「東京くらしWEB」でご覧になれます。

東京くらしWEB

検索

「2020年に向けた実行プラン」事業

本件は、「2020年に向けた実行プラン」に係る事業です。
「セーフシティ 政策の柱5 まちの安心・安全の確保」

問合せ先
東京都消費生活総合センター 活動推進課
電話 03-6228-1331